

一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請にかかる 法令試験問題

令和7年10月27日（月）

注意事項

1. 試験時間は10時00分～10時50分です。
2. 解答は問題用紙の解答欄に記入して下さい。
3. 開始時間までは、問題は開かないで下さい。
4. 運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5. 筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6. 質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していくこととなります。なお、試験は不合格となります。
8. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源は切って下さい。
9. 試験会場は禁煙です。
10. 試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者に迷惑とならないように静かに退場して下さい。

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験実施日：令和7年10月27日

受験者名：(事業者名)
(氏名)

問1 次の問題に答えて下さい。

1. 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送事業に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを国土交通大臣が定める区域ごとに、かつ、旅客自動車運送事業の種別ごとに、()として指定することができる。

(道路運送法第43条の2)

答. 旅客自動車運送適正化事業実施機関

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して()間保存しなければならない。

(運輸規則第3条)

答. 1年

問2 次の文章のうち正しいものには○、誤っているものには×を()内に記入して下さい。

(×) 1. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15m²広くした場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。(道路運送法第15条)

(○) 2. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

(○) 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長(沖縄総合事務局長)に提出しなければならない。(事業報告規則第2条第1項)

(○) 4. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な事由がある場合、運送の申し込み受けた順序によらずに旅客の運送を行うことができる。(道路運送法第14条)

- (×) 5. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者を除く）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 **(道路運送法第 38 条)**
- (○) 6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。 **(道路運送法第 30 条)**
- (×) 7. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。 **(運輸規則第 24 条)**
- (○) 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを 3 年間保存しなければならない。 **(道路運送法第 27 条第 1 項、運輸規則第 37 条第 2 項)**
- (○) 9. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届書には、「廃止する理由」を記載しなければならない。 **(施行規則第 25 条)**
- (○) 10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。 **(道路運送法第 20 条)**
- (○) 11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。 **(道路運送法第 25 条)**
- (○) 12. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。 **(運輸規則第 1 条)**
- (○) 13. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際しての注意箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。 **(運輸規則第 28 条の 2)**
- (×) 14. 事業者は、自動車の事故により十人以上の負傷者を生じた場合、当該事故があつた日から三十日以内に当該事故ごとに自動車事故報告書を三通提出しなければならないが、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなった場合には、自動車事故報告書を提出する必要はない。 **(事故報告規則第 3 条)**
- (×) 15. 運行管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。 **(車両法施行規則第 32 条)**

問3 次の法令等の（ ）にあてはまる語句を下の枠内から選び記号を記入して下さい。

1. 道路運送法は貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を（オ）かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の（ウ）及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の（サ）の保護及びその（カ）の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて（キ）を増進することを目的とする。

(道路運送法第1条)

ア. 供給 イ. 道路交通法 ウ. 多様化 エ. 輸送の安全 オ. 適正
カ. 利便 キ. 公共の福祉 ク. 道路運送車両法 ケ. 事業者 コ. 訪日外国人
サ. 利益 シ. 正確 ス. 増加 セ. 旅客の利便 ソ. 利便性

2. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は（チ）の状態及びこれに対処することができる（サ）並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を（ソ）し、かつ、その記録を営業所において（ア）保存しなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車
キ. 教育 ク. 告示 ケ. 通知 コ. 五年間 サ. 運転技術 シ. 省令
ス. 報告 セ. 一年間 ソ. 記録 タ. 届出 チ. 営業区域 ツ. 運転者

3. 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した（オ）時期に国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、（ク）の作動その他の（カ）に点検すべき事項について、（ケ）により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法第47条の2)

ア. 厳格 イ. 乗降装置 ウ. 特定日 エ. 定定期的 オ. 適切な
カ. 日常的 キ. 事故 ク. 制動装置 ケ. 目視等 コ. 点検等
サ. 状態 シ. 異音 ス. 迅速 セ. 整備管理者 ソ. 保安基準